

新潟県公安委員会規則第11号

講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年8月8日

新潟県公安委員会

委員長 櫻 井 香 子

講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

講習の実施に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（講習指導員の要件） 第4条 講習指導員は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)・(2) （略） (3) 原付講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者 ア （略） イ <u>一般原動機付自転車</u>の運転をすることができる免許を現に受けている者で、当該運転免許を受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上の<u>もの</u>であること。 ウ <u>一般原動機付自転車</u>の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者であること。 エ～カ （略） (4)～(6) （略）	（講習指導員の要件） 第4条 講習指導員は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)・(2) （略） (3) 原付講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者 ア （略） イ <u>原動機付自転車</u>の運転をすることができる免許を現に受けている者で、当該運転免許を受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上の<u>者</u>であること。 ウ <u>原動機付自転車</u>の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者であること。 エ～カ （略） (4)～(6) （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。